

福長介第1072号
令和8年6月17日

認知症対応型共同生活介護事業者 管理者 様

さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課長
(公 印 省 略)

令和8年度外部評価の実施回数緩和について（通知）

日頃より、本市の介護保険制度の運営について、格段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

認知症対応型共同生活介護事業者の外部評価について、所定の要件を全て満たす場合、実施回数を1年に1回から2年に1回に緩和することができます。

つきましては、実施回数緩和を希望される場合は、下記のさいたま市ホームページを参照の上、必要書類をさいたま市介護保険課まで提出してください。

また、誠に恐れ入りますが、お問い合わせの前に裏面のQ&Aまたは下記URLに添付している通知等をご確認くださいますようお願いいたします。

記

1 緩和要件 次の5つの要件全てに該当

- (1) 実施回数の緩和の適用を受ける年度の前年度までに5年間継続して外部評価を実施している（緩和適用年度は実施したものとみなす）。
- (2) 「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」を市町村に提出している。
- (3) 運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されている。
- (4) 運営推進会議に、事業所の存する市町村職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席している。
- (5) 「自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の2、3、4、6の実践状況（外部評価）が適切である。

2 申請期限 令和8年6月24日（水）必着

3 ホームページ 「地域密着型サービス事業所における運営推進会議（介護・医療連携推進会議）、自己評価及び外部評価について」

トップページ >事業者向けの情報 >届出・手続き

>介護保険 >介護サービス事業者向け情報（地域密着型サービス関連）

>地域密着型サービス事業所における運営推進会議（介護・医療連携推進会議）、自己評価及び外部評価について

URL <https://www.city.saitama.jp/005/001/018/003/p035678.html>

【担当】

さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課
事業者係 三上、有山
電 話 048-829-1265
ファックス 048-829-1981

外部評価の実施回数の緩和に係るQ & A

Q1 提出の方法は？

A 電子申請届出システム、郵送、窓口へ持参またはメールにて提出してください。

※電子申請届出システムでの提出の場合は、申請届出メニューの【6 他法制度に基づく届出】より申請をお願いいたします。

※メール提出の場合は、件名を「【事業所名】外部評価の実施回数緩和について」にしてお送りください。

※お手数ですが、提出された際は担当までご連絡ください。

Q2 前年度に実施した運営推進会議すべての回で市町村職員や地域包括支援センターの職員が必ず出席する必要があるのか？

A やむを得ない事情により、運営推進会議への出席が困難な場合は、事前に資料を送付し得た意見を運営推進会議に報告する等により一定の関与を確保することで出席したとみなすことができます。

Q3 緩和要件（3）の過去1年間とはどの期間を指すのか？

A 前年度としてください。

~~Q4 緩和要件（1）について、年度中に外部評価の実施を予定していたものの新型コロナウイルス感染症対策のため、やむを得ず文書による実施・延期・中止とした場合、緩和要件を満たしていないことになるか。~~

~~A 文書による実施・延期となった場合は、当該年度に外部評価を実施したものとみなします。また、中止となった場合は、実施回数に含みませんが、その年度については継続実施を中断しない取扱いとします。~~

~~※令和5年5月8日以降に実施する外部評価について、本取扱いはできません。~~

~~Q5 緩和要件（3）について、新型コロナウイルス感染症対策のため、やむを得ず6回以上を開催しないこととした場合（文書による情報提供・報告・延期・中止等）、緩和要件を満たしていないことになるか。~~

~~A 各事業所において、運営推進会議の実施回数が6回未満であっても、新型コロナウイルス感染症対策のため、やむを得ない事由がある場合は、要件を満たしているものとして取り扱うこととします。~~

~~※令和5年5月8日以降に開催する運営推進会議について、本取扱いはできません。~~

Q6 緩和要件（1）について、運営推進会議における評価を行った場合、外部評価を実施したとみなして継続年数に算入することができるか。

A できない。継続年数に算入することができるのは、外部の者による評価を行った場合に限られる。